

介護老人保健施設フジタ 所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

[要件]

①対象者の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

- ・肺炎の者
- ・尿路感染症の者
- ・带状疱疹の者
- ・蜂窩織炎の者

※上記で治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。

※同一の入所者について、ひと月に1回、連続する10日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は該当しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記録しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

		2023年4月～2024年3月												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	6	4	7	8	9	13	4	5	3	2	5	4	70
	日数	42	18	40	43	57	87	16	29	19	8	35	22	416
带状疱疹	人数	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5
	日数	12	0	0	0	6	0	0	0	0	1	4	0	23
蜂窩織炎	人数	1	0	5	1	1	0	2	2	2	1	2	3	20
	日数	10	0	32	3	7	0	8	13	11	3	9	19	115
合計	人数	9	4	12	9	11	13	6	7	5	4	8	7	95
	日数	64	18	72	46	70	87	24	42	30	12	48	41	554